

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（八）を次のように改める。

様式第1号(8) (第2条関係)

身体障害者診断書・意見書(呼吸器機能障害用)

総括表

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
① 障害名(部位を明記)		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 疾病、先天性、その他()	
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所	
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤ 総合所見		
[軽度化による将来再認定 要 ・ 不要] (再認定の時期 年 月 月後)]		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所在地		
診療担当科名	科	医師氏名 ㊤
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
・該当する (級相当)		
・該当しない		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾患名を記入してください。		
2 障害区分や等級決定のため、埼玉県社会福祉審議会から改めて次ページ以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測

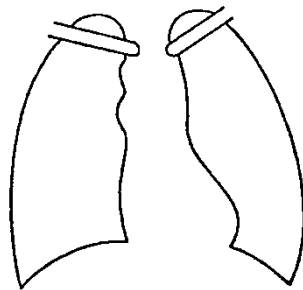
身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、又は緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、又は平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
- エ 平坦な道を約 100m、又は数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、又は衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部エックス線写真所見 (年 月 日)

- ア 胸膜癒着 (無・軽度・中等度・高度)
- イ 気腫化 (無・軽度・中等度・高度)
- ウ 線維化 (無・軽度・中等度・高度)
- エ 不透明肺 (無・軽度・中等度・高度)
- オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)
- カ 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能 (年 月 日)

- ア 予測肺活量： ◻.◻◻ L (実測肺活量： ◻.◻◻ L)
- イ 1秒量： ◻.◻◻ L (実測努力肺活量： ◻.◻◻ L)
- ウ 予測肺活量1秒率： ◻◻.◻ % (= $\frac{イ}{ア} \times 100$)

(アについては、次の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式 (L)

男性 $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$

女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性 18-91 歳、女性 18-95 歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

5 動脈血ガス (年 月 日)

ア O₂分圧 : Torr

イ CO₂分圧 : Torr

ウ pH :

エ 採血より分析までに時間を要した場合 : 時間 分

オ 耳朶血を用いた場合 : []

6 その他の臨床所見

様式第一号（十三）中

合計点数	点	
3点項目の有無 <small>（血清アルブミン値、プロトロンビ ン時間、血清総ビリルビン値）</small>	有 ・ 無	有

点	
・ 無	

を

合計点数	点	
（○で囲む。）	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9
肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	有 ・ 無	有 ・

に改める。

点	
点・10点以上	
無	

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。